

# 緑地率の緩和で市内工場の再投資を促進

## 工場立地法地域準則条例を制定・4月1日施行

市は、市内工場の再投資を促進し、地域産業の活力維持や雇用の確保を図るため、工場立地法に基づく市内工場に対する緑地面積率などの基準を、国の定める範囲内で最下限に引き下げる「枚方市工場立地法地域準則条例」を制定した。施行日は令和 8 年 4 月 1 日。あわせて対象工場での緑地の質の向上や周辺環境への配慮を確保するための市独自のガイドラインも策定。地域と工場が調和しながら共生できる環境づくりを推進する。商工振興課の担当者は「市内企業が安心して操業できる環境を整え、企業の再投資をしっかりと後押ししていきたい」と話す。

★市内には工場立地法の対象となる特定工場※は 38 カ所（令和 8 年 1 月現在）あり、このうち昭和 49 年の工場立地法施行前に建てられた工場は 31 カ所ある。このため工場の多くは敷地に余裕がなく、現行の工場立地法の基準のもとでは増築や設備更新に必要な用地確保がハードルになるなど課題となっていた。令和 6 年度に実施した市の調査でも、約 7 割の特定工場が「法規制が建て替えや設備投資の制約となっている」と回答。今回、自治体が地域の実情に応じて独自の基準を定める「地域準則条例」を制定することでこの制約を緩和する。

※敷地面積 9000 m<sup>2</sup>以上または建築面積 3000 m<sup>2</sup>以上の製造業等の工場

### 【令和 8 年 4 月 1 日施行 枚方市工場立地法地域準則条例の概要】

#### ① 適用区域

市内の工業専用地域・工業地域・準工業地域を対象とし、住居・商業地域および市街化調整区域は現行の基準を継続する。

※ただし、地区計画で建築物の緑化率の最低限度が設定されている区域は、その基準を遵守する必要あり。

#### ② 緑地面積率などの見直し

国の準則（環境施設面積率 25%以上、うち緑地面積率 20%以上）に対し、市では以下の基準を設定。あわせて屋上緑化や緑化駐車場などの緑地以外の施設と重複する部分（重複緑地）については緑地面積率の 50%まで算入できるようにし、柔軟な運用を可能とする。

用途地域	国の準則（現行）		→	枚方市準則	
	環境施設面積率	うち緑地面積率		環境施設面積率	うち緑地面積率
工業専用・工業地域	25%以上	20%以上		10%以上	5%以上
準工業地域	25%以上	20%以上		15%以上	10%以上
重複緑地の算入率	敷地面積×緑地面積率×25%以内			敷地面積×緑地面積率×50%以内	

※ 緑地 : 樹木や芝生、地被植物が生育する部分。

※ 環境施設 : 緑地・噴水・池・広場・屋内外運動施設・太陽光発電施設等が設けられた部分。

※ 重複緑地 : 樹木・芝生・地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する部分のことで、一定の割合まで緑地として算入することが可能。（例）緑化駐車場、屋上緑化など

③ 周辺環境への配慮

条例の適用を受ける特定工場は、緑地の質的向上や環境負荷の低減、周辺生活環境の保全に努めるものとする。これらを着実に推進するため、市独自の「特定工場と地域環境との調和を図るためのガイドライン」を策定。緑地の配置や整備の考え方など具体的な指針を示しており、条例が適用される対象工場に求めている。

<お問い合わせ>

観光にぎわい部 商工振興課

E-mail: [shokou@city.hirakata.osaka.jp](mailto:shokou@city.hirakata.osaka.jp)

☎ : 072-841-1325 FAX : 072-841-1278